

## よくある質問と回答

入札に関する申請や手続きについて、よくある質問と回答について紹介します。

---

### 1 入札参加申請書について

---

- Q 1. 入札の参加申請書に（京都市競争入札参加資格者名簿コード）の項がありますが京都市での競争入札参加資格を持っていません。入札に参加するにはどのような手続きが必要でしょうか？
- A 1. 入札公告に示された入札参加資格を十分ご確認ください。例えば「競争入札参加資格審査申請書」「申立書」「誓約書」を合わせて提出ということであれば、それら書類を競争入札参加申請書とセットで提出します。提出後に審査があり許可がおりれば入札に参加できます。  
入札で落札された場合は「登記簿謄本」「納税証明書」等の提出が必要になります。提出が必要な書類については、詳しくは落札時に説明します。

---

### 2 入札書について

---

- Q 1. （入札者）は弊社法人名：「〇〇株式会社」のみでよろしいですか？
- A 1. 入札参加申請書に記述していただいた（商号又は名称）に記載された「〇〇株式会社」となります。  
注：以下Q 3も参照
- Q 2. （住所）は競争入札参加申請書記載の住所「△△市・・・」と同じですか？
- A 2. これもA 1同様に申請書記載の（住所）となります。  
注：以下Q 3も参照
- Q 3. （氏名）は代表取締役名、または委任状での受任者名のどちらでしょうか？
- A 3. この部分は、上記のQ 1、Q 2とも関連しますが、ここに記述をしていただいた「入札者」「住所」「氏名」で契約することとなります。企業の場合（個人ではない時）「入札者」＝企業名、「氏名」＝代表者が一般的です。  
本社ではなく支店で契約する場合、委任状で支店を指定し、ここに支店名を記述することで本社に委任された支店という形で契約ができます。
- Q 4. 入札書の（氏名）のところに押印は必要ですか？  
押印が必要な場合、認印でもよろしいですか？
- A 4. トラブルを避けるために代表者印を押印してください。

---

### 3 入札書の提出について

---

- Q 1. （委任状）入札時に、委任状は入札書を入れた封筒に同封する必要がありますか？  
若しくは、別途手渡しでもいいのでしょうか？
- A 1. 委任状は、入札書を入れる封筒に同封せずご持参ください。入札時に直接提出していただき、委任された方であることを確認をさせていただきます。
- Q 2. （印鑑）入札書を入れる封筒の封印は代表者の印が必要ですか？  
若しくは委任状の印でもよろしいですか？
- A 2. 委任状がある場合は、そこで申請された印鑑が使用できます。委任状がないと代表者印となります。
- Q 3. （封筒）入札書を入れる封筒はどのような大きさがいいのですか。また宛名などはどうすればいいのですか？
- A 3. 封筒は特に色やサイズの指定はありません。宛名や差出人についても不要です。